

三重県プロモーション推進方針改定支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

三重県プロモーション推進方針改定支援業務委託

2 業務の目的

三重県では、令和6年度に策定した「三重県プロモーション推進方針」において、「美し国みえ（うましくにみえ）」を掲げた統一感のある全庁的なプロモーションを行うことにより、三重県全体の認知度を向上させることとしている。

同方針に定められている取組期間が令和8年度までである一方、より戦略的なプロモーションを実施していく必要があることから、同方針の改定を検討している。

本委託業務は、三重県のプロモーションに関する現状や課題、先進事例の調査・分析を実施し、今後のプロモーションにかかる基本的な考え方や取組の方向性の提案などの同方針の改定支援を目的とする。

なお、本委託業務における「プロモーション」とは、自治体（特に都道府県）が実施する、圏域全体の認知度向上に向けた施策のことをいう。

3 業務の内容

三重県が改定予定の「三重県プロモーション推進方針」で活用するデータの収集や、方針の素案を作成するため、関係者へのヒアリングやデータの分析等、その他効果的であると考えられる手法を用いて、三重県のプロモーションに関する現状と課題やマーケティングの方向性など、次の（1）から（4）の内容を把握するために必要な調査を実施し、報告書に取りまとめること。

また、調査分析に使用するデータは公開されており、かつ定量的なものとする。

ただし、定量分析が困難な場合は、使用するデータに応じた適切な手法を提案すること。

なお、調査内容・方法については受託者が提案することとする。（継続的に調査可能な方法を提案することが望ましい。）

（1）三重県のプロモーションに関する現状と課題

- ① 国内における三重県の認知度の現状
- ② ①を踏まえた、三重県のプロモーションにおける課題

（2）三重県の特徴

- ① 三重県の地域資源の特徴
- ② 他都道府県と比較した際の三重県の強みと弱み

(3) プロモーションに関するトレンドと先進事例

- ① プロモーション手法や内容・戦略の全体的な動向やトレンド
- ② プロモーション施策の先進事例

(4) 取組の方向性

- ① 上記を踏まえ、三重県が進めるプロモーションの方向性とその内容
※SNSなどデジタル技術の活用によって得られるデータの分析やターゲットの明確化、効果検証のあり方・手法に関する内容を含むこと

4 分析に用いる資料

分析に用いる資料については、国及び三重県、企業等が公表している資料及び、三重県から個別に提供する資料とし、協議のうえ決定する。また、その他業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

○分析に用いることが予想される資料

- ・観光庁「宿泊旅行統計」
- ・三重県「観光レクリエーション入込客数統計」
- ・株式会社リクルート「じゃらん観光国内宿泊旅行調査」
- ・株式会社ブランド総合研究所「地域ブランド調査」
- ・その他、必要な資料

5 履行期限

契約締結日から令和9年1月29日（金）

なお、一次報告書は令和8年8月17日（月）までに提出すること。

また、二次報告書は令和8年11月9日（月）までに提出すること。

6 履行（納入）場所

三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課

7 実施体制の整備

本業務の実施にあたり、契約後すみやかに次の書類を提出すること（任意様式）

- (1) 実施計画書（業務行程やスケジュールなど）
- (2) 業務実施体制及び各担当者（主任者、担当者など）の届出
- (3) その他必要とする書類

8 成果物

次に掲げる成果物をそれぞれの期限までに三重県に提出すること。

- (1) 一次報告書

「3 業務の内容」の(1)から(3)のうち、現行の「三重県プロモーション推進方針」(令和6年5月策定)(以下「現行方針」という。)の「4 基本的な考え方」の内容検討に参考となる情報を含むこと。

書類1部、電子データ(word, excel, pdf等)1部

提出期限:令和8年8月17日(月)

(2) 二次報告書

「3 業務の内容」の(1)から(4)のうち、現行方針の「4 基本的な考え方」「5 取組方向」の内容検討に参考となる情報を含むこと。

書類1部、電子データ(word, excel, pdf等)1部

提出期限:令和8年11月9日(月)

(3) 最終報告書

書類1部、電子データ1部

提出期限:令和9年1月29日(金)

9 打合せ

(1) 受託者は、業務を施行するに当たり三重県と綿密な打合せを実施し、事業全体の進捗及び作業内容の説明・協議等を行うなど、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

(2) 受託者は打合せの都度、三重県と受託者が相互に共通の認識が図られるよう、適切な資料及び議事録を作成・提出し、三重県及び受託者において保管するものとする。

(3) 打合せは対面形式以外にも、オンライン形式等も考慮して実施し、打合せに必要な費用は契約金額に含むこと。

10 その他

(1) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 三重県に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 受託者が10(1)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除条例第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (3) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 仕様書に記載がない事項については、三重県との協議により決定する。